

# 平成19年新潟県中越沖地震 被災者住宅応急修理制度

新潟県中越沖地震災害対策本部  
生活再建支援班

平成19年7月

## 1 対象者

(1) 次の全ての要件を満たす者(世帯)が制度の対象となります。

大規模半壊・半壊の被害を受けたこと

応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用しないこと

(2) 所得の要件

・災害救助法に基づく「応急修理」(以下「国制度」といいます。)

前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯が対象となります。

(年収) 500万円の世帯

500万円<(年収) 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯

700万円<(年収) 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

・県制度

所得の要件はありません。

## 2 住宅の応急修理の実際

(1) 応急修理の範囲

国制度は、被災者の住居を修理することにより、被災者が仮設住宅等に入居しなくなると見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものですが、修理の対象範囲は、次の4項目のうちから日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所から実施することになります。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとします。

屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

ドア、窓等の開口部の応急修理

上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

衛生設備の応急修理

なお、国制度に加え、上記 ~ に準ずるものを県制度の対象として実施しますので、国の制度で対象外でも、県の制度では対象となる場合もありますので、ご相談ください。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての国制度の基本的考え方は、次のとおりです。

(詳しくは「応急修理にかかる工事例」を参考にしてください。)

地震の被害と直接関係ある修理のみが対象です。

内装に関するものは、原則として対象外です。

修理の方法は、代替措置であれば、例えば柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設することもできます。

家電製品は対象外です。

### 3 基準額

(1) 1世帯あたりの限度額は制度毎に次のとおりです。但し、限度額は工事全体の一部に充当するのではなく、応急度に応じて各々独立した工種として区分する必要があります。

(限度額には、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとします。)

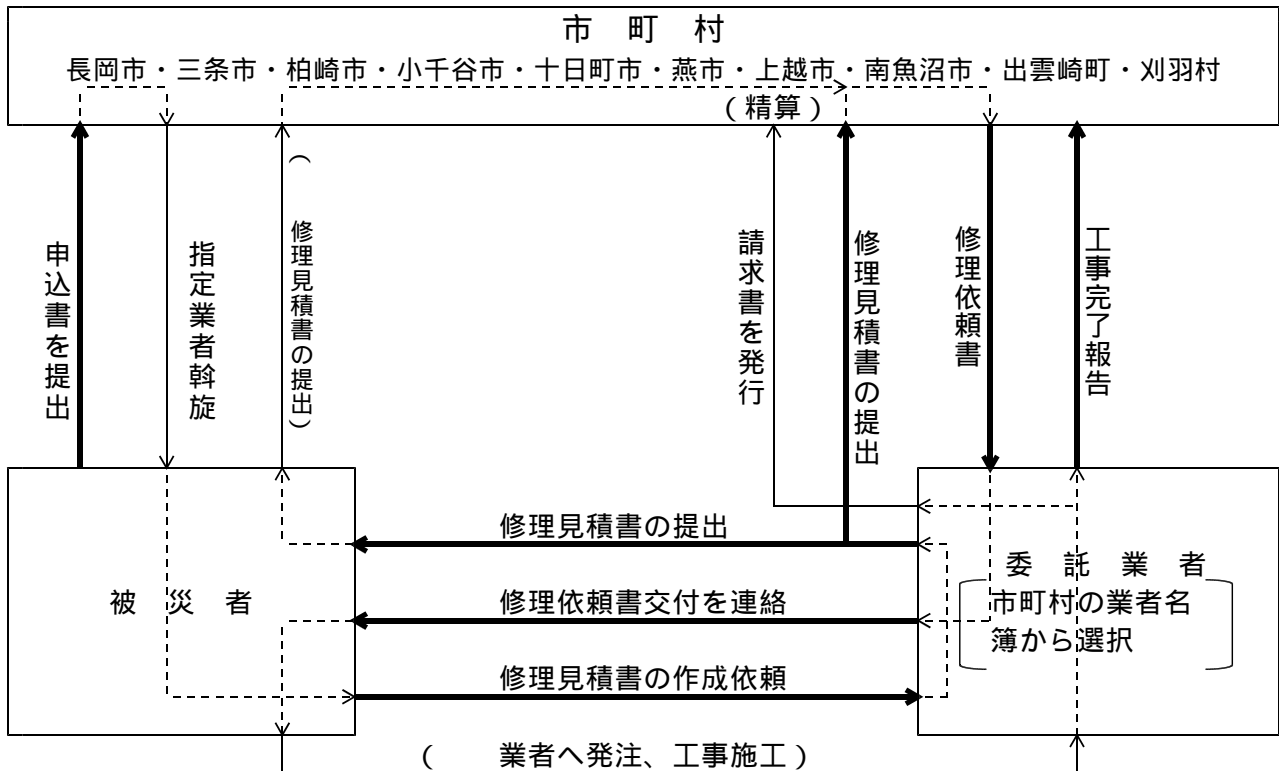
災害救助法に基づくもの		500千円以内
県制度に基づくもの	大規模半壊	1,000千円以内
	半壊	500千円以内

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯あたりの額以内となります。

(3) 借家の取扱

借家であっても、被災者が現に居住する場所がない場合には、所有者の同意を得て応急修理を行う場合もあります。

### 4 手続きの流れ



- 1 修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- 2 工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- 3 市町村の判断により、「指定業者の斡旋」の段階で「修理依頼書を交付」し、後日、「被災者又は指定業者が修理見積書を市町村窓口に提出」とすることもできる。

## 応急修理にかかる工事例（国の制度）

### 1 典型的な応急修理の工事例

壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）  
傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）

破損した柱梁等の構造部材の取替

壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。但し、戸当たり6畳を限度とする。）

壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む）

壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）

壊れた戸、窓の補修（破損したガラス＜ペアガラスでも可＞、カギの取替を含む）

壊れた吸排気設備の取替

上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）

電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）

壊れた便器等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

### 2 応急修理の基本的考え方

地震の被害と直接関係ない修理は対象外

×壊れていない便器の取り替え

×古くなった壁紙の貼り替え

内装に関するものは原則として対象外

×壊れた石膏ボードのみの取替

×畳や壁紙のみの補修

修理の方法は代替措置でも可

柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

家電製品は対象外

国の制度で対象外でも、県の制度では対象となる場合もありますので、ご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

市町村住宅相談窓口

各々の市町村にご確認ください。

県中越沖地震災害対策本部 生活再建支援班 025-280-5044